

○ 総務省令第 号

日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第二条第五項ただし書の規定に基づき、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十年郵政省令第一二三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(法第一条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合)</p> <p>第一条の二 法第一条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合は、ワイヤレス固定電話役務(電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第十四条第四号に掲げる電気通信役務をいう。以下この条において同じ。)を提供するるために他の電気通信事業者の電気通信設備を利用する場合であつて、次に掲げる要件を満たす方針を定めているときとする。</p> <p>一 ワイヤレス固定電話役務は、光提供区域(地域会社が電気通信事業報告規則(昭和六十二年郵政省令第四十六号)第一条第一項第七号に規定する丘工丘工アクセスサービスを提供する区域をいう。次号において同じ。)以外の区域において提供することを基本とすること。</p> <p>二 光提供区域においては、次のイからハまでのいずれかに該当するときに限り、ワイヤレス固定電話役務を提供すること。</p> <p>イ 利用者(電話の役務の提供を受けようとする者を含む。以下この号において同じ。)に対し光電話役務(電気通信事業法施行規則第十四条第三号に掲げる電気通信役務をいう。以下この号において同じ。)を提供することができる旨を勧奨した場合において、当該利用者がワイヤレス固定電話役務の提供を受けることを希望したとき。</p> <p>ロ 利用者の居住する建物の状況その他の特別の事情により、光電話役務の提供が著しく不経済又は技術的に著しく困難であると認められるとき。</p> <p>ハ 災害その他非常の場合において通信手段を確保するために応急的にワイヤレス固定電話役務を提供すること。</p> <p>「削る」</p> <p>「削る」</p> | <p>(法第二条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合)</p> <p>第二条の二 法第二条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 特例地域のうち、法第一条第五項ただし書に規定する認可の申請の時において加入者密度が十八未満である市町村内の町又は字その他の区域において、当該申請の際にアナログ加入者回線により電話の役務の提供を受けている者又は新たに電話の役務の提供を受けることとなる者に対して電話の役務を提供すること。</p> <p>二 市町村内の一定の区域において著しく少數の者に対して電話の役務を提供する場合であつて、海底ケーブルその他の通常用いられる設備に比して著しく高額なものを用いることを余儀なくされることその他の当該区域における特別の事情により、当該提供が著しく不経済であると認められるとき(前号に該当する場合を除く。)。</p> <p>三 災害その他非常の場合において通信手段を確保するために応急的に電話の役務を提供するとき。</p> <p>2 一 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特例地域 次に掲げる地域をいう。</p> <p>イ 離島振興法(昭和二十八年法律第七十一号)第一条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域</p> <p>ロ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和一九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島</p> <p>ハ 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村</p> <p>ニ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島</p> <p>ホ 半島振興法(昭和六十年法律第六十二号)第二条第一項の規定により指定された半島振</p> |

附 則
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 日本電信電話株式会社等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する地域会社は、この省令の施行の際現に、法第二条第五項ただし書の規定により認可を受けて地域電気通信業務を営んでいるときは、この省令の施行後においても、この省令による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の二及び第二条の三の規定にかわらず、当該業務を従前の例により営むことができる。